

宇治市監査委員公表第5号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表します。

令和6年2月27日

宇治市監査委員

池上 哲朗

松岡 ゆかり

堀 明人

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等（公の施設の指定管理者）監査を、宇治市監査基準に準拠し実施した。

第2 監査の対象

公益財団法人宇治市公園公社（以下、「公園公社」という。）が指定管理者を務める宇治市植物公園及び宇治市運動公園の管理運営に関する事務及び指定管理料の会計処理に関する事務について、監査を実施した。

第3 監査の着眼点

指定管理者による指定管理業務が協定等に基づき適正に執行されているかどうかに着眼して実施した。

第4 監査の主な実施内容

この監査は、都市整備部公園緑地課、公園公社における宇治市植物公園及び宇治市運動公園の管理運営に係る事務事業のうち、主として令和4年度の事務を対象とし、提出されたそれぞれの監査資料、関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査を実施した。

第5 監査の実施場所及び日程

令和5年12月1日から28日までに、監査対象施設等及び監査委員事務室において予備調査を実施するとともに、令和6年1月23日に監査委員事務室において監査委員監査を実施した。

第6 指定管理者の概要

1 目的及び設立

「宇治市における都市緑化推進事業及び公園緑地事業の発展振興を図り、市街地の緑化及び緑地保全を促進するとともに、都市公園等の円滑な管理運営及び健全な利用を通じてスポーツ・レクリエーションの振興を図り、もって都市環境の改善と市民福祉の増進に寄与すること」を目的として設立された。

設 立 昭和63年7月11日

2 事業

その目的を達成するために、定款に基づき、次の事業を実施している。

- (1) 都市緑化基金の造成、管理及び運用
- (2) 市街地緑化の推進事業
- (3) 公園及び緑地の保全と利用に関する啓発
- (4) 都市緑化・公園緑地事業に関する調査研究
- (5) 都市公園及びこれらに類する施設の管理運営の受託事業
- (6) 前号の受託施設の健全な利用の促進を図るためのスポーツ・レクリエーション・健康づくり・介護予防に関する事業の企画、指導及び実施
- (7) 広範な各種講座・教室の開催
- (8) 都市緑化にかかる花卉資材等物品の販売
- (9) 飲料、軽食の販売及び喫茶
- (10) スポーツ用品の販売
- (11) その他目的を達成するために必要な事業

3 組織

- ・評議員 7名
- ・役員 理事 11名(うち理事長 1名、副理事長 1名)、監事 2名
- ・事務局(総務課)
 - 常務理事兼事務局長、事務局次長兼総務課長、顧問、嘱託 2名
- ・植物公園 園長、主幹兼施設管理係長、植物管理緑化推進係長、技師 3名、嘱託 4名
- ・黄檗公園 所長、所長補佐、嘱託 5名
- ・西宇治公園 所長、嘱託 5名

4 所在地

宇治市広野町八軒屋谷 25 番地の 1

第 7 監査対象施設の概要

1 宇治市植物公園

(1) 施設の概要

ア 所在地 宇治市広野町八軒屋谷 25 番地の 1

イ 開園 平成 11 年 11 月 21 日

ウ 敷地面積 101,675 m²

エ 施設概要

野外植物公園ゾーン、フラワーブリッジ、鑑賞温室、緑の館(管理棟)
その他(駐車場、修景施設等)

(2) 業務

- ア 宇治市植物公園の施設、設備等の維持管理及び運営に関する業務
- イ 宇治市植物公園の使用許可及び利用料金の徴収に関する業務
- ウ その他市長が定める業務

(3) 指定期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 指定管理者選定方法 公募

(5) 利用実績 令和4年度 123,541人(令和3年度 86,134人)

2 宇治市運動公園

(1) 施設の概要

① 黄檗公園・黄檗ふれあい公園

- ア 所在地 黄檗公園 五ヶ庄三番割 25 番地の 1
黄檗ふれあい公園 五ヶ庄二番割 53 番地の 1

イ 開設 昭和40年8月1日

ウ 敷地面積 76,473 m²

エ 施設概要

体育館、弓道場、野球場、プール、ハードテニスコート、人工芝テニスコート、駐車場

② 西宇治公園

ア 所在地 宇治市小倉町蓮池 20 番地の 1

イ 開設 昭和48年8月1日

ウ 敷地面積 38,668 m²

エ 施設概要

体育館、プール、人工芝テニスコート、多目的運動広場、駐車場

③ 東山公園

ア 所在地 宇治市折居台 1 丁目 2 番地

イ 開設 昭和59年10月28日

ウ 敷地面積 32,427 m²

エ 施設概要

人工芝テニスコート、クレイテニスコート、広場、駐車場

(2) 業務

- ア 宇治市運動公園の施設、設備等の維持管理及び運営に関する業務
- イ 宇治市運動公園の使用許可及び利用料金の徴収に関する業務
- ウ その他市長が定める業務

(3) 指定期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 指定管理者選定方法 公募

(5) 利用実績

黄檗公園 令和4年度 167,967人(令和3年度 105,927人)

西宇治公園 令和4年度 176,948人(令和3年度 102,532人)

東山公園 令和4年度 34,694人(令和3年度 26,683人)

第8 監査の結果

監査の結果は、後記一部指摘事項が見受けられたので、公園緑地課の指導のもと改善されたい。公園緑地課は、所管課として、今後においても、指定管理者の管理する施設の管理の適正を期するため、指導監督に努められたい。

記

1 公園緑地課・宇治市植物公園

(1) 指定の手續について

適正に処理されていた。

(2) 出納業務の状況について

おおむね適正に処理されていた。

(3) 備品管理状況について

適正に管理されていた。

2 公園緑地課・宇治市運動公園

(1) 指定の手續について

適正に処理されていた。

(2) 出納業務の状況について

委託料の支払について、業務完了前の支払が見受けられた。今後は適正な事務の執行に努められたい。

(3) 備品管理状況について

適正に管理されていた。